

# 1 10月1日から「子ども手当制度」が変わります！

子ども手当制度が、10月1日から変わります。現在、子ども手当を受給されている方も、新たに申請が必要です。



10月1日から平成24年3月31日までの支給額や対象は次のとおりです。

		変更後	変更前
1	支給月額	0歳～3歳未満 一律・・・15,000円  3歳～小学校修了前 第1子・第2子・・・10,000円 第3子以降・・・15,000円  中学生 一律・・・10,000円	0歳～中学生 一律・・・13,000円
2	対象児童	日本国内に住民票を有していることが必要 ※留学している場合は、お問い合わせください。	居住地を問わない
3	支給対象 (父母のうち、どちらが受給できるか)	同居している保護者間（主に父母）では、収入の高い方が受給 保護者（主に父母）が離婚前提の別居をしている場合は、子どもと同居している方が優先的に受給できる。	同居している保護者間（主に父母）では、収入の高い方が受給
4	施設入所児童	施設の設置者等に支給（別居している保護者は受給できない。）	子どもと継続的な交流があれば、別居している保護者が受給可能
5	所得制限	なし	なし

※10月～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

## 【申請について】

これまで子ども手当を受給されていた方も含め、対象となるお子さんを持つすべての方は、新たに申請が必要です（公務員の方は、勤務先で申請してください）。

対象となる方には、通知を郵送いたしますので、お早めに申請手続きをしていただきますようお願いいたします。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ先 住民課 住民年金係 ☎65・3301



10月1日  
～12月31日

赤い羽根  
共同募金

今年も皆様のご協力をお願いします。

ハートがつなぐ  
地域の輪

皆様からの募金は、福岡県の福祉の充実のために使われます。

【問合せ先】 健康福祉課 福祉係 ☎65・0001